(趣旨)

第1条 この要綱は,京都市水道事業条例(以下「条例」という。)及び京都市水道事業条例施行規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか,地下水等利用専用水道を設置している使用者(以下「特定使用者」という。)から,水道施設の使用料として水道施設維持負担金を徴収すること等に関し,必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は,水道法,条例及び規程において使用する用語 の例による。

(地下水等利用専用水道の構造に係る技術上の基準等)

- 第3条 規程第11条の2第2項に規定する管理者が定める技術上の基準とは,次の各号に掲げる基準とする。
 - (1) 地下水等利用専用水道に接続する給水管の口径は,当該地下水等利用専用水道において使用する水道事業により供給を受ける水(以下「水道水」という。)の水量に比べて著しく過大でないこと。
 - (2) 受水槽に貯留した水道水と地下水等の混合水の配水管等への逆流を防止するための 適当な措置が講じられていること。
- 2 特定使用者は,地下水等利用専用水道において,赤水等が生じ,又は残留塩素の確保 ができない使用流量で水道水を受水槽へ流入させてはならない。

(届出)

- 第4条 条例第24条の7第1項の規定による届出は,地下水等利用専用水道新設・増設・ 改造届(第1号様式)に,次の各号に掲げる書類のうち管理者が必要と認めるものを添 付して行うものとする。
 - (1) 地下水等利用専用水道の設置場所に係る位置図
 - (2) 給水配管図(計測機器の位置及び仕様が分かるもの)
 - (3) 地下水等処理システムの仕様書及び図面
 - (4) 地下水等利用専用水道の設置に係る誓約書
 - (5) 委任状(代理者が届出を行う場合に限る。)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか,管理者が必要と認める書類

- 2 条例第24条の7第2項の規定による届出は,地下水等利用専用水道に係る1年間の 予定水量の変更届(第2号様式)により行うものとする。
- 3 条例第24条の7第3項の規定による届出は,地下水等利用専用水道廃止届(第3号 様式)により行うものとする。

(年間計画使用水量等の認定等)

- 第5条 条例第24条の8第1項の規定による年間計画使用水量及び期間別計画使用水量 の認定は,条例に定めるもののほか,次に掲げる事項を考慮して行うものとする。
 - (1) 特定使用者に係る水道水及び地下水等の使用実績
 - (2) 第3条に掲げる技術上の基準等
 - (3) その他管理者が必要と認める事項
- 2 条例第24条の8第5項の規定による年間計画使用水量等の認定の通知は,年間計画 使用水量及び期間別計画使用水量認定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(水道施設維持負担金の額の通知)

第6条 条例第24条の9第5項の規定による水道施設維持負担金の額の通知は,水道施設維持負担金決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(水道施設維持負担金の納入)

第7条 規程第11条の4第1項第2号に定める分割して納入する場合の回数は,特定使用者に係る1年間の検針回数を上限とする。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は,管理者が別に定める。

附則

この要綱は,平成29年9月21日から実施する。

附則

この要綱は,平成31年3月1日から実施する。

新規 変更

年 月 日

(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長

氏名(名称及び代表者名) 届出者 住所(主たる事務所の所在地) 電話番号 印

地下水等利用専用水道 新設・増設・改造届

京都市水道事業条例第24条の7第1項の規定により,下記のとおり届け出ます。

記

お客さま番号	検針区			使用者コー	- F			水栓番	号		
施設名称											
所 在 地	〒										
請 求 先 (住所及び氏名)	₹						(電記	潘号)			
工事期間		年	月	日	~		年	月	E	3	
稼働予定日		年	月	日							
1 年 間 の 予 定 水 量	(別紙の	とおり)									
既設受水槽	容量	m³			基	設置	年		年	月	
地下水等処理 方法 (概要)			•								
地下水等の	施設	で利用する	る地 ⁻	下水等の全	部を飲	加にi	商するフ	k質までが	.理		
利用状況				下水等の一							
シ ス テ ム 製造業者名											
逆流防止措置											
添付書類	位置	図	合水面	記管図(計	測機器	の位	置及び	±様が分か	·るもσ)	
(各3部提出)	地下:	水等処理:	シスラ	テム仕様書	, 図面	<u> </u>	誓約書	탈			

(上下水道局使用欄)

(
受付日(印)

お客さま番号	
--------	--

地下水等利用専用水道に係る1年間の予定水量

(毎月検針)

		水道水	準備水道水	計	(参考)
	検針月	5 () 5	7 11.00 V = 0		地下水等
1期	4月	m³	m³	m³	m³
	5月	m³	m³	m³	m³
2期	6月	m³	m³	m³	m³
	7月	m³	m³	m³	m³
3期	8月	m³	m³	m³	m³
	9月	m³	m³	m³	m³
4期	10月	m³	m³	m³	m³
	1 1月	m³	m³	m³	m³
5期	1 2月	m³	m³	m³	m³
	1月	m³	m³	m³	m³
6期	2月	m³	m³	m³	m³
	3月	m³	m³	m³	m³
	計	m³	m³	m³	m³

お客さま番号		
--------	--	--

地下水等利用専用水道に係る1年間の予定水量

(隔月検針)

		水道水	準備水道水	計	(参考)	
	検針月			н	地下水等	
1期	4月	$ m m^3$	m³	m³	m³	
	5月	111	111	111	111	
2期	6月	123	*** ³	**************************************	m³	
	7月	m³	m³	m³	m	
3期	8月	$ m m^3$	m³	m³	m³	
	9月	111	111	111	111	
4期	10月	m³	m³	m³	m³	
	1 1月	111	111	111	111	
5期	1 2月	$ m m^3$	9	m³	m	
	1月	111	m³	111	111	
6期	2月	m³	m³	m³	m ³	
	3月	m m	m	m	m	
	計	m³	m³	m³	m³	

年 月 日

(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長

氏名(名称及び代表者名)

EП

届出者 住所 (主たる事務所の所在地) 電話番号

誓 約 書

地下水等利用専用水道の設置に当たり、下記のことについて誓約いたします。

記

- 1 地下水等利用専用水道及び給水装置の水質管理に際しては、関係法令を遵守します。
- 2 受水槽に貯留した地下水等と水道水の混合水が配水管等に逆流することのないよう,当方で措置 を講じます。
- 3 次のいずれかに該当するときは、貴局の指示に従って給水装置を減径又は増径改造するなどの措置を講じます。
 - (1) 残留塩素の確保ができない使用流量で,水道水を受水槽へ流入させるとき。
 - (2) 地下水等の枯渇や水質悪化等により,地下水等の利用をやめるとき,又は水道水を増量するとき。
- 4 地下水等利用専用水道の設置に当たり,下水道使用料の調定に変更が生じるため,費局と協議します。また,地下水等利用専用水道を廃止する等,変更が生じたときは,事前に費局と協議し,その指示に従います。
- 5 京都市水道事業条例第24条の12第1項の規定に基づき貴局が行う立入検査等について,正当な理由がない限り,貴局の指示に従います。
- 6 その他地下水等利用専用水道の設置に係る措置については,全て当方で講じるものとし,本誓約 書に違反した場合の貴局が行う措置について,一切の異議を申し立てず,また,補償を求めません。
- 7 地下水等利用専用水道及び給水装置を第三者に譲渡し若しくは貸し付け,又は使用者を第三者に 変更する場合は,直ちに貴局に届け出るとともに,この誓約書に記載された事項の遵守を当該第三 者から貴局に誓約させます。

(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長

氏名(名称及び代表者名)

印

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)

電話番号

地下水等利用専用水道に係る1年間の予定水量の変更届

京都市水道事業条例第24条の7第2項の規定により,下記のとおり届け出ます。

記

お客さま番号	
施設名称	

(毎月検針)

	検針月	水道水	準備水道水	計	(参考) 地下水等
1期	4月	m³	m³	m³	m³
	5月	m³	m³	m³	m³
2期	6月	m³	m³	m³	m³
	7月	m³	m³	m³	m³
3期	8月	m³	m³	m³	m³
	9月	m³	m³	m³	m³
4期	10月	m³	m³	m³	m³
	1 1月	m³	m³	m³	m³
5期	12月	m³	m³	m³	m³
	1月	m³	m³	m³	m³
6期	2月	m³	m³	m³	m³
	3月	m³	m³	m³	m³
	計	m³	m³	m³	m³

|--|

印

(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長

氏名(名称及び代表者名) 届出者 住所(主たる事務所の所在地)

電話番号

地下水等利用専用水道に係る1年間の予定水量の変更届

京都市水道事業条例第24条の7第2項の規定により,下記のとおり届け出ます。

記

お客さま番号	
施設名称	

(隔月検針)

	検針月	水道水	準備水道水	計	(参考) 地下水等
1期	4月	3	3	3	3
	5月	m³	m³	m³	m³
2期	6月	m³	m³	m³	m³
	7月	III	III	III	111
3期	8月	m³	m³	m³	m³
	9月	111	111	111	111
4期	10月	m³	m³	m ³	m³
	11月	111	111	111	111
5期	12月	m³	m³	m ³	m³
	1月	111	111	111	111
6期	2月	m³	m³	m³	m³
	3月	111	111	111	111
,	計	m³	m³	m³	m³

変更理由等				
-------	--	--	--	--

年 月 日

印

(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長

氏名(名称及び代表者名) 届出者 住所(主たる事務所の所在地) 電話番号

地下水等利用専用水道 廃止届

京都市水道事業条例第24条の7第3項の規定により,下記のとおり届け出ます。

記

お客さま番号			
施設名称			
所 在 地	〒		
廃止予定日	年 月 日		
廃止理由等			
添 付 書 類 (各3部提出)	図面及び写真 (地下水等利用専用水道の要件を満たさないことが明らかであるもの)		

御中

京都市公営企業管理者上下水道局長

年間計画使用水量及び期間別計画使用水量認定通知書

京都市水道事業条例第24条の8第5項の規定により,下記のとおり通知します。

記

- 1 お客さま番号
- 2 施設名称
- 3 年間計画使用水量

 m^3

4 期間別計画使用水量

下表のとおり

	検針月	毎月検針
1期	4月	m³
	5月	m³
2期	6月	m³
	7月	m³
3期	8月	m³
	9月	m³
4期	10月	m³
	11月	m³
5期	12月	m³
	1月	m³
6期	2月	m ³
	3月	m³

御中

京都市公営企業管理者上下水道局長

年間計画使用水量及び期間別計画使用水量認定通知書

京都市水道事業条例第24条の8第5項の規定により,下記のとおり通知します。

記

- 1 お客さま番号
- 2 施設名称
- 3 年間計画使用水量

 m^3

4 期間別計画使用水量

下表のとおり

	検針月	隔月検針
1期	4月	
	5月	m³
2期	6月	m³
	7月	111
3期	8月	m³
	9月	111
4期	10月	m³
	11月	111
5期	12月	m³
	1月	111
6期	2月	m³
	3月	111

御中

京都市公営企業管理者上下水道局長

水道施設維持負担金決定通知書

下記のとおり,京都市水道事業条例第24条の9第5項の規定により水道施設維持負担金額を決定しましたので,通知します。

記

- 1 お客さま番号
- 2 施設名称
- 3 算定期間
- 4 負担金額 金 円

(教示)

この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また,行政事件訴訟法の規定により,この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として,京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表するものは,京都市公営企業管理者上下水道局長となります。)。ただし,当該期間内であっても,この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは,処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。